

和2年4月26日
令和3年5月10日改定
令和3年5月17日改定
令和3年5月24日改定
令和3年5月31日改定
令和3年6月14日改定
令和3年6月21日改定
令和3年7月9日改定 (赤字部分が改定箇所)

試験評価者各位

新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の発令 及び 「まん延防止等重点措置」の公示に伴う「介護技能実習評価試験」の 試験実施 について

「介護技能実習評価試験」試験実施機関
(一般社団法人シルバーサービス振興会)

平素より当会の業務運営に際しましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しましては、これまでにも、政府の対策方針を踏まえつつ対応を継続しているところですが、首都圏を中心として感染の収まりきらない状況が続いています。

こうした中、政府においては、令和3年4月23日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）」第32条に基づく「緊急事態宣言」が、4都府県を対象として発令され、同年5月7日（金）に6都府県、同月14日（金）に9都道府県、同月21日（金）に10都道府県、**6月17日(木)に1県へ変更されておりましたが、7月8日(木)に次のとおりに変更されました。**これに伴い、同法第45条に基づき、対象区域となる特定都道府県知事より、感染を防止するための協力要請（接触機会の低減を目的とした外出自粛の要請等）が講じられることとなります。

【緊急事態宣言の発令】

- ・緊急事態措置を実施すべき区域：東京都、沖縄県
- ・緊急事態措置を実施すべき期間：沖縄県は令和3年5月23日～**8月22日**
東京都は**令和3年7月12日～8月22日**

また、同年4月5日（月）より実施されている「特措法」第31条の4第1項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」も、**同年7月8日(木)**に「特措法」第31条の4第3項の規定に基づき、「まん延防止等重点措置」に関する公示が次のとおりに変更されました。この結果、まん延防止等重点措置が実施されている期間及び措置区域につきましては、「特措法」第31条の6に基づき、感染を防止するための協力要請等が講じられることになります。

【まん延防止等重点措置の公示】

- ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域：
 - ・北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
 - ・まん延防止等重点措置を実施すべき期間：
 - ・埼玉県、千葉県、神奈川県は、令和3年4月20日～**8月22日**
 - ・大阪府は、令和3年6月21日～**8月22日**
 - ・北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県は、令和3年6月21日～7月11日
- ※ 上記の公示に基づき、都府県知事が定める期間及び区域（措置区域）に関する情報等は、政府並びに各自治体の発表にてご確認ください。

こうした事態を受け、試験実施機関としては、主務官庁(厚生労働省)からの指示等を確認し、この度の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象期間中の試験実施につきましては、以下のとおりとすることとしましたのでご連絡します。

【参考】 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号)～抜粋～

(新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等)

第31条の四 第1項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

第31条の四 第3項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(感染を防止するための協力要請等)

第31条の六

都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という。)における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第46条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要(感染を防止するための協力要請)

第45条 第1項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の蔓延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに該当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

I. 「緊急事態宣言」の発令に伴う基本的な対応方針について

1. 「介護技能実習評価試験」の取扱いについて

(1) 「緊急事態宣言」の対象区域の取扱い

「特措法」第45条に基づき、特定都道府県知事が定める期間及び区域内における外出自粛の要請等の措置が講じられることを受け、当該期間及び区域内において実施が予定されている「介護技能実習評価試験」については、試験実施機関の判断として全て延期することとします。

具体的な手続きにつきましては、以下の「2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について」に沿って試験実施機関への報告をお願いします。

(2) 「まん延防止等重点措置」の対象区域地域の取扱い

「特措法」第31条の4第1項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」が実施されている期間及び区域内での「介護技能実習評価試験」の実施につきましては、主務官庁である厚生労働省からの指示等を確認し、都府県知事が定める感染防止に関する措置の要請を踏まえるとともに、試験評価者の感染防止として政府の新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を十分講じた上で、技能実習生の不利益とならないよう、引き続き、試験を実施することとします。

但し、当該期間及び区域内において、感染拡大防止の観点から、「監理団体」、「実習実施者」、「試験評価者」の状況により試験実施が困難である旨の申し出があった場合は、試験日時の延期で対応することとしています。なお、試験を延期する場合の具体的な手続きにつきましては、別の緊急事務連絡としてご案内している以下の『2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について』に準じて試験実施機関への報告をお願いします。

(3) 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象となっていない地域の取扱い

(1) の「緊急事態宣言」、(2) 「まん延防止等重点措置」の対象区域外につきましては、従前の方針のとおり、技能実習生の不利益とならないよう、また試験評価者の感染防止のため、政府の新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を十分講じた上で、引き続き、試験を実施することとします。

但し、当該地域内であっても、今後の感染拡大等により「監理団体」、「実習実施者」、「試験評価者」のいずれかにおいて試験実施が困難となった場合には、試験日時の延期で対応することとします。なお、試験を延期する場合の具体的な手続きにつきましては、以下の「2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について」に準じて試験実施機関への報告をお願いします。

(4) 試験実施機関との連絡体制の確保

- ① 試験実施機関としましては、引き続き「介護技能実習評価試験」の適正かつ円滑な実施に向けて努力して参りますが、事務局の所在する東京都千代田区も緊急事態措置を実施すべき区域とされておりましたことから、職員体制の確保等において支障が出ることが想定されます。また、「緊急事態宣言」に伴う問い合わせ等が急増することが予想されますことから、個々の事案に対する連絡が迅速に行えない場合も想定されます。
このため、「介護技能実習評価試験」に関する一般的なご質問・ご相談等につきましては、当会のホームページに掲載しております「よくある質問」(<http://www.espa.or.jp/internship/>)をご確認の上、メールでのお問い合わせ(kaigointernship@espa.or.jp)としていただけますようご協力をお願い申し上げます。

- ② なお、「緊急事態宣言」の発令対象区域外につきましては「介護技能実習評価試験」を実施しておりますことから、試験実施に係るお問い合わせ等、緊急性の高い案件への対応として、引き続き電話でのご相談を受付しております。速やかに対応できるよう、緊急性の乏しい案件についてはお控えいただけますよう、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【試験実施に係る緊急的な対応に関するお問合せ先：(03-3862-8063)】

2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について

(1) 【発令対象区域内】における対応

- ① 「緊急事態宣言」の発令されている期間及び区域内において、既に試験日が確定している介護技能実習評価試験につきましては、実施を延期することとします。
- ② 上記に該当する試験につきましては、「緊急事態宣言」が発令されている期間外の日程で、受検生の不利益とならないよう、速やかに試験日時を再調整が必要がありますことから、受検者側である監理団体と試験実施機関との間において該当試験の現状を共有しておくことを目的として試験評価者の所属事業所の調整窓口担当者の方は、試験実施機関に対しまして、以下の事項について必ずメールにて報告して下さい。

(送付先：kaigointernship@espa.or.jp)

【報告事項】

- a. 試験実施予定日（実施日）
- b. 実習実施者の法人名・事業所名
- c. 受検者の人数
- d. 受検級(初級／専門級)

- ③ 実習実施場所に試験キットが届いている場合は、開封せず、そのまま試験実施機関まで返送してください。

(返送先：〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目14番2号 イトーピア岩本町ANNEXビル5階
一般社団法人シルバーサービス振興会「介護技能実習評価試験」事務局 宛て)

*注1：令和2年1月2日より事務所を移転しておりますのでご注意下さい。

*注2：返送に係る経費につきましては、送り主の負担となりますのでご注意下さい。

- ④ 試験日時の再調整につきましては、「緊急事態宣言」が発令されている期間外の日程で、監理団体側の調整担当者と試験評価者側の調整窓口担当者との間で、試験日時を再調整して下さい。この再調整結果につきましては、試験評価者側の調整窓口担当者から試験実施機関に対して、あらためて「試験日時等調整結果報告書」にて報告して下さい。

なお、この「試験日時等調整結果報告書」で再調整結果の報告がなされると、試験実施機関から、「受検票(監理団体)」、「試験キット(実習実施者)」を発行・発出することとしております。万が一、再調整された試験日の7日前までに、この「受検票」や「試験キット」が届いていない場合には、大変お手数ですが、試験実施機関の方へお電話(03-3862-8063)下さい。

II. さらなる感染拡大により試験実施機関としての機能が維持できなくなった場合の対応方針

「緊急事態宣言」の発令以降にあっても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）につながるような事態も想定しなければなりません。試験実施機関としましては、できる限り「介護技能実習評価試験」の実施に尽力してまいりますが、下記の状況が発生する等さらに状況が悪化した場合には、試験実施機関としての業務遂行ができず、全国的に試験を中止せざるを得ない状況に陥ることも考えられますことから事前に一例をお示しします。

このような事態となった際には、主務官庁（厚生労働省）はじめ外国人技能実習機構と協議の上、あらためてご連絡申し上げます。

【試験実施機関としての業務を中止せざるを得ない場合（例）】

- 試験実施機関の職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、事務所の閉鎖等を命じられた場合
- 試験実施機関の職員に新型コロナウイルス感染症者の濃厚接触者が発生し、自宅待機が命じられる等により人員体制が維持しがたい事態となった場合
- 公共交通機関等の業務停止等に伴い、試験実施機関の人員体制が維持しがたい事態となった場合
- 郵便事業等の業務停止等に伴い、申請書類の受理、試験キットの送付及び返却が困難となった場合
- その他、試験実施機関の業務を継続しがたい事態が生じた場合

以上